

東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別

の助成措置等に関する法律案(橋本聖子君外六名発議)(参第二一号)要旨

本法律案は、東日本大震災に対処するため、私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関し、私立の学校等の設置者に対する特別の助成措置、地方公共団体に対する特別の財政援助等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国は、東日本大震災により被害を受けた私立の学校の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、その三分の二を補助するものとする。

二、国は、東日本大震災により被害を受けた専修学校又は各種学校の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害復旧に要する工事費及び事務費について、当該専修学校又は各種学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その三分の二を補助することができるものとする。

三、国は、私立の学校又は専修学校若しくは各種学校の用に供される建物等の東日本大震災に係る災害復旧

に係る事業であつて、政令で定める基準に該当する地方公共団体が助成を行うものについて、当該地方公共団体の負担を軽減するため、政令で定めるところにより、交付金を交付するものとする。

四、日本私立学校振興・共済事業団は、東日本大震災により被害を受けた私立の学校又は専修学校若しくは各種学校の設置者に対し、通常の条件よりも有利な条件で資金を貸し付け、貸付金に係る元金の償還又は利息の支払を猶予する等私立学校教育に対する援助に努めるものとする。

五、政府は、私立の学校等の用に供される建物等の災害の予防及び災害が発生した場合における復旧に関し必要な財政上の措置その他の措置に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

六、この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。